第30回太子町農業委員会総会議事録

令和8年6月

太子町農業委員会

議　　事　　録

開催日時　令和８年６月22日（月）午前９時30分

開催場所　太子町役場行政棟３階ホール

出席委員　農業委員（12名）

１番委員　赤松　光男
２番委員　前田　俊春
３番委員　新　多恵
４番委員　大西　正美
５番委員　山田　幸雄
６番委員　森川　徹夫
８番委員　朝生　憲敏
９番委員　倉橋　輝明
10番委員　塚原　栄一
12番委員　長谷川　秀人
13番委員　松本　雅邦
14番委員　廣岡　正義

農地利用最適化推進委員（６名）

北川　智一
首藤　俊彦
八木　正実
菅原　清隆
玉田　隆良
森川　明久

欠席委員　農業委員(２名)　７番委員　塚本　芳文、11番委員　檜皮　有美
農地利用最適化推進委員（１名）佐々木　茂美

農業委員会事務局職員

事務局長　栗岡　秀成
事務局員　出田　貴樹
事務局員　藤澤　寛将

事務局　　定刻になりましたので、第30回太子町農業委員会定例総会を開始します。

議　長　　本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席委員は、農業委員12名、推進委員6名です。太子町農業委員会会議規則第6条に定められている定足数に達しておりますので、会議は成立していることを宣言します。それでは、これより第30回農業委員会総会を開会します。

議　長　　議事録署名委員については太子町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、9番倉橋輝明委員及び10番塚原栄一委員を指名します。

議　長　　今月の報告事項は5件となります。報告内容につきましては、今月開催しました各地区別農業委員会にて事務局より説明を受けておりますので、本日は割愛します。

議　長　　それでは審議事項に入ります。本日の審議案件は、3条申請許可取消願1件、3条申請1件、非農地証明願が2件、農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見聴取についてとなります。

議　長　　まず、受付番号242番の3条申請許可取消願について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局　　受付番号：242、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法3条申請許可取消願、農地の所在：太子町上太田[redacted]、登記地目：田、現況地目：田、面積：1283㎡。譲受人：[redacted]、譲渡人：[redacted]となっています。

本件は、令和7年11月に開催した定例総会において、譲受人が姫路市太市にある住宅と申請地を併せて購入することで話がまとまり、3条申請に至り、許可した案件になります。

令和7年11月総会開催時には、譲受人が住宅を購入するためのローンの審査を受けていましたが、3条申請の許可後、譲受人が病気により長期入院をすることになり、住宅購入計画が中止となったため、両者で協議の上、3条申請許可取消願の提出がありました。事務局からの説明は以上となります。

議　長　　担当委員は説明をお願いします。

森川委員　　令和7年11月の総会で、譲受人が姫路市太市にある住宅と申請地を購入することで3条申請に至り、許可した案件ですが、譲受人が病気が原因で住宅を購入する計画が無くなり、このたびの3条申請許可取消願の提出となっています。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議　長　　ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

松本委員　　半年以上前に許可した案件ですが、法務局での登記変更は終わっていますか。

事務局　　譲受人は許可後直ぐに入院したため、登記変更はしていないことを確認しています。

議　長　　他に質問、意見等ございますか。

委員一同　　（質問・意見なし）

議　長　　この案件について、許可取消願を承認することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同　　（挙手多数）

議　長　　賛成多数でございますので、許可取消願を承認します。

議　長　　受付番号 243 番の 3 条申請について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局　　受付番号：243、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法 3 条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町岩見構[redacted]、登記地目：畑、現況地目：畑、面積：222 ㎡。譲受人：[redacted]、譲渡人：[redacted]となっています。

譲渡人は太子町[redacted]で自営業をし、居宅も店舗に併設してることから、申請地は保全管理をしている状態のため、農地の引き取り手を探していたこと、一方、譲受人は申請地と隣接した場所に住んでおり、家庭菜園をしたい思いがあり、両者の思いが合致したことで申請に至っています。

譲受人は新規就農者になりますが、同じ隣保内に住んでいる父親から農機具を借り、営農についても教えてもらいます。譲受人は 45 歳で、妻と息子二人の家族で営農する計画になっています。申請地では、ダイコン、タマネギ、キャベツ等の野菜を作付け予定です。農機具については軽トラック、防除機を各 1 台所有し、父親所有のトラクターを借り、また耕耘機を 1 台導入予定しています。

申請地は圃場整備区域外であり、営農組合の集積区域外でもあるので地域での営農方法への影響や地域計画の変更はありません。水路清掃活動等に参加し、

農会の決定に従い営農していくことを確認しています。事務局からの説明は以上となります。

議　長　　担当委員は説明をお願いします。

塚原委員　　申請内容は農地法3条申請、市街化調整区域内の岩見構[redacted]、登記は畑、現況地目：畑、面積は222㎡となります。譲渡人は太子町[redacted]で自営業を営む[redacted]さん、譲受人の[redacted]さんは[redacted]をしています。

農機具は、トラクター、防除機を各一台所有し、耕耘機を一台導入予定です。

譲受人は新規就農者になりますが、同じ自治会内に住む父親から、営農について教えてもらい、夫婦、息子二人の家族で営農する計画となっています。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議　長　　ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同　　（質問・意見なし）

議　長　　この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同　　（挙手多数）

議　長　　賛成多数でございますので、許可すると決定します。

議　長　　次に受付番号244番の非農地証明願について審議します。説明をお願いします。

事務局　　受付番号：244、区域区分：市街化調整区域、申請内容：非農地証明願、農地の所在：太子町佐用岡[redacted]、登記地目：田、現況地目：宅地、面積：109㎡。願出人：[redacted]となっています。

願出人は水利組合の土地調査時に、願出地の登記が田のまま宅地として現在まで使用していることを知りました。そのため、願出地の是正を行うために非農地証明願を申請しています。

願出地は、昭和40年以前に願出人の義父が居宅を建て替えたが、建て替え時に申請地の登記変更の手続きを怠り、現在に至っています。平成11年の航空写真において、建築物があることを確認しています。事務局からの説明は以上です。

議　長　　担当委員は説明をお願いします。

玉田委員　　柳自治会の水路は、小宅土地改良区のエリアになっています。このたび、水利組合員が土地調査をした際に、願出人の義父が居宅を建て増しした部分の底地が田のままの登記となっていることがわかり、水利組合の方から、現況と登記の是正を図るため、非農地証明を提出したらどうかと提案があり、申請に至っています。願出地には居宅があることを確認しています。以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

議　長　　ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同　　（質問、意見なし）

議　長　　ないようですので、この案件について、非農地として証明するとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同　　（挙手多数）

議　長　　賛成多数でございますので、非農地として証明すると決定します。

議　長　　次に受付番号 245 番の非農地証明願について、審議します。説明をお願いします。

事務局　　受付番号：245、区域区分：市街化調整区域、申請内容：非農地証明願、農地の所在：太子町塚森[redacted]、登記地目：田、現況地目：宅地、面積：348㎡。願出人：[redacted]となっています。

本願出は平成 2 年頃に願出人の亡父である[redacted]さんと[redacted]で実際に自分達の管理している土地と登記簿上の土地の相違が判明し、平成 3 年 10 月頃に、双方の協議により取り交わし契約に基づき、所有権移転登記の手続きを行う予定でした。

しかし、願出地の字限図の相違等諸問題が発覚したため、手続きが行えず平成 30 年に行われた地籍調査により願出地の字限図の相違等諸問題が解決したことで本願出に至ります。

願出地は、相違が判明した平成 2 年頃より前から[redacted]の工場用敷地として使用されており、平成 11 年の航空写真において、建築物があることを確認しています。事務局からの説明は以上です。

議　長　　担当委員は説明をお願いします。

首藤委員　　願出人は太子町米田在住の[redacted]さんで、当該地を平成16年に父親の[redacted]さんから相続しています。願出地は塚森自治会の東に位置する太子町塚森[redacted]、土地の面積は348㎡、登記は田、現況は宅地になり、願出地にはタンク等が設置してあります。

このたびの願出地には、平成2年以前から[redacted]が当該地にタンク等を設置しています。願出人の父親と[redacted]の間で実際に自分達の管理している土地と登記簿上の土地の相違がわかり、平成3年10月頃に双方の協議により取り交わし契約に基づき、所有権移転登記の手続きを行う予定でしたが、願出地の字限図の相違等の問題が発覚したため、手続きが行えていませんでした。

その後、平成30年に実施した地籍調査により願出地の字限図の相違等の問題が解決したことで願出に至っています。願出地は平成2年には建築物があり、現在まで宅地として使用していること、これまでの経緯を含む始末書の提出があること、地元自治会長、水利代表の同意書が提出されていることから、非農地としての条件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いします。

なお、非農地として証明された後は両者間の土地交換契約に則り、等価交換で[redacted]に権利移転することを聞いています。

議　長　　ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同　　（質問、意見なし）

議　長　　ないようですので、この案件について、非農地として証明するとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同　　（挙手多数）

議　長　　賛成多数でございますので、非農地として証明すると決定します。

議　長　　次に、受付番号246の農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見聴取について事務局は説明をお願いします。

事務局　　受付番号：246、農用地利用集積等促進計画作成についてです。

農用地利用集積等促進計画の県知事への認可申請について、太子町長から意見聴取がありましたので、「農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱」

第６の３の(2)の規定に基づき、

①耕作等の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること。

②耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

③農地所有適格法人等

を確認の上、太子町長に意見を提出することとなっています。

賃借権の設定を受けようとする者：７名、申請総数：15 筆、368.21 ㎡、権利種別：使用借権、利用権の設定：新規設定です。

以上の計画内容は、「農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱」第６の３の(2)の規定の各要件を満たしていると考えます。

事務局からの説明は以上となります。

議　長　　ただいまの、事務局の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同　　（質問・意見なし）

議　長　　ないようですので、農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取について、「意見なし」とし、太子町長に意見を提出するとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同　　（挙手多数）

議　長　　賛成多数でございますので、「意見なし」と回答することとします。

議　長　　以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。

以上をもちまして、第30回太子町農業委員会総会を閉会します。

太子町農業委員会会議規則第13条2の規定により署名する。

太子町農業委員会

議　　長
(会　長)　前田俊春

議事録署名委員
(9番倉橋輝明委員)　倉橋輝明

議事録署名委員
(10番塚原栄一委員)　塚原栄一